

抑圧と支配のシステム

System of oppression and domination

パレスチナ人に対するイスラエルのアパルトヘイト

©Ingmar Zahorsky / CC BY-NC-ND 2.0

「アパルトヘイト」と聞いてみなさんが頭に思い浮かべるのは、南アフリカ共和国で40年以上行われていた人種隔離政策ではないでしょうか。当時の南アフリカでは、「白人」が「非白人」を管理・支配するために、住む場所から仕事、学校、移動手段、さまざまな施設や店の利用など、生活のあらゆる場面で、法律や制度、慣行で白人と非白人を分け、白人を優遇し、非白人を徹底的に差別していました。南アフリカの「アパルトヘイト」は1990年代半ばに終わりを告げました。だからといって、他の場所で起こり得ないというわけではありません。

ここ数年、イスラエルが行っていることはパレスチナ人に対するアパルトヘイトではないかという議論が高まっています。イスラエル国内とイスラエルに占領されたパレスチナ自治区では、パレスチナ人は土地を追われ、家を追われ、法律、壁やフェンス、検問所によって分離され、隔離されています。そして、常に恐怖と不安の中で暮らし、貧苦を強いられているのです。一方、ユダヤ系イスラエル人の住民はイスラエル当局によって、生活のほぼすべての面でパレスチナ人より優遇されています。これは果たしてアパルトヘイトなのでしょうか。

アムネスティはこれまで、イスラエルによる占領下のガザ地区に対する軍事攻撃と軍事封鎖、パレスチナ人の暮らしと

家を破壊して進められる入植政策、パレスチナ人を司法手続きなしに拘束する行政拘禁など、パレスチナ人に対するイスラエルの数々の人権侵害を糾弾してきました。こうした過去の調査の蓄積を基に、新たに膨大な公的文書を分析し、多くの専門家や機関に話を聞き、イスラエルの差別的・排他的な法律・政策が国際法上の犯罪であるアパルトヘイトに相当するものかどうか、という視点で調査を実施。2017年7月から2021年11月にかけて行った非常に広範な調査の結果、イスラエルがパレスチナ人に対して行っている人権侵害は、明らかにアパルトヘイト犯罪だと、結論付けました。

アパルトヘイトとは、1つの人種集団が他の人種集団を支配する目的で、日常的に組織的な抑圧を行っている状況を指します。単なる比喻ではありません。国際法で明確に禁じられている重大な人権侵害であり、「人道に対する罪」なのです。イスラエルのアパルトヘイトの柱は、パレスチナ人の存在と土地・資源利用を制限・削減することです。そして人口の優位性を確保し、パレスチナ人を政治・経済・社会活動から排除することで支配を維持し続けています。エルサレムで人口の少なくとも6割をユダヤ人とすることが掲げられるなど、多数派確保の具体的な目標設定まであります。この特集では、アパルトヘイトがパレスチナ人の

日々の暮らしにどれほど残酷な影響を及ぼしているかを、お伝えします。

家を建てては自分で壊す

パレスチナ人がイスラエルで、あるいは占領地のうち同国が完全支配する地区で何かを建てるには、イスラエル当局の建築許可が必要です。しかしこの許可はめったにおりません。パレスチナの人たちは仕方なく、無許可で家を建てるしかありません。そしてイスラエル当局は、その家は違法だと取り壊します。取り壊し費用は、家を建てた人の負担です。罰金も科されます。罰金は最大で9万3千ドル（約1,100万円）、取り壊し費用は最大3万ドル（約360万円）。罰金と取り壊し費用を払うより安上がりだと、自分で家を壊す人も少なくありません。自分で建てた家を自分で壊すしかないという理不尽さ——アパルトヘイトによるパレスチナ人の苦しみ、端的に表れている例だと言えます。

占領地区のひとつ、ヨルダン川西岸地



無許可で建てたイスラエル軍に家を取り壊された女性 ©Ahmad Al-Bazz

区では毎週平均12軒のパレスチナ人の家や建物が取り壊されています。家を持つことが許されないだけではありません。そもそも、土地が借りられません。持っていた土地もイスラエル政府に取り上げられてしまいました。イスラエルには「公共目的」のために財務大臣が土地を収用できる法律、家を追われたパレスチナ人所有の財産を没収できる法律があります。イスラエルと、イスラエルが一方的に併合を宣言した東エルサレムでは、この法律を使って、1万軒以上の店舗、2万5千棟の建物、土地のほぼ6割が没収されたという試算があります。パレスチナ人から取り上げた土地は国有地となりますが、ほとんどがユダヤ人の街や地域開発に割り当てられています。国有地の8割で、パレスチナ人が土地を借りることは、事実上、不可能となっています。

学校に行くのにも許可が要る

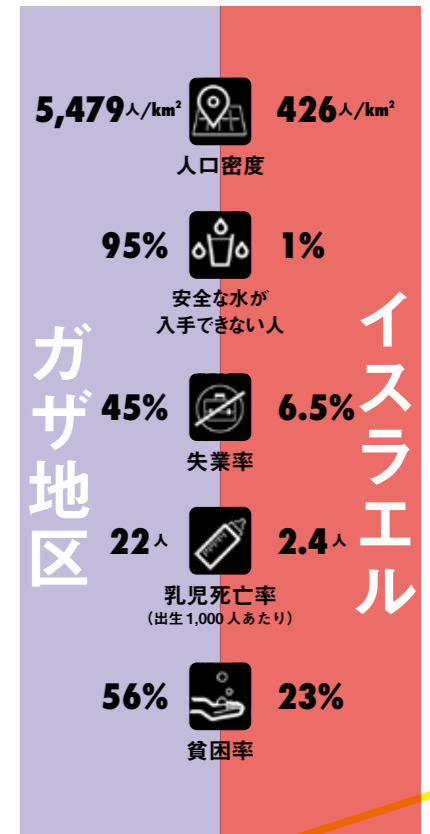
ヨルダン川西岸地区とイスラエルの境界線には、「分離壁」が建設されています。建設は、イスラエルの占領支配に対

する抵抗運動「インティファダ」の後、治安上の理由を名目に始まりました。壁の建設は停戦ライン（グリーンライン）を超えて占領地の西岸地区の内側にかなり入り込んで進んでおり、全長はグリーンラインの倍以上の約700キロメートルとなる計画です。グリーンラインと壁に挟まれた場所「シームゾーン」には、38のパレスチナの村がありますが、ここで暮らす人たちは、孤立させられています。パレスチナ人は許可なくシームゾーンに入ることができないため、自分の家から隣の村や近くの街に行くにも、学校、病院、仕事に行くにも、特別な許可が必要で、毎日、検問所でチェックを受けているのです。畑に行くのには、別の許可が必要です。

シームゾーンの中だけではありません。ヨルダン川西岸地区には、イスラエル軍の検問所が至る所にあります。道路にはゲートがあり、立ち入りできないようにあちこちに土嚢が詰められ、パレスチナ人の自由な行き来を妨げています。イスラエル人の移動には、もちろん制限はありません。

明白な格差

イスラエルの抑圧と支配はパレスチナ人の貧困化が狙いです。ガザ地区とイスラエルとの格差にはっきりと表れています。



データ出典：国連、イスラエル中央統計局、世界銀行

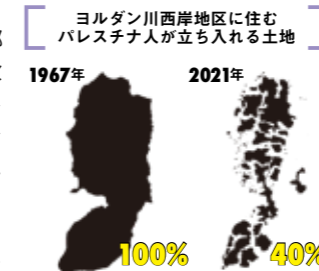
パレスチナ人はどこに住んでいる？

225万人がイスラエルと東エルサレムに住んでいます。パレスチナ人は人口の21%を占めていますが、住む場所は全体の3%程度の面積に限られています。

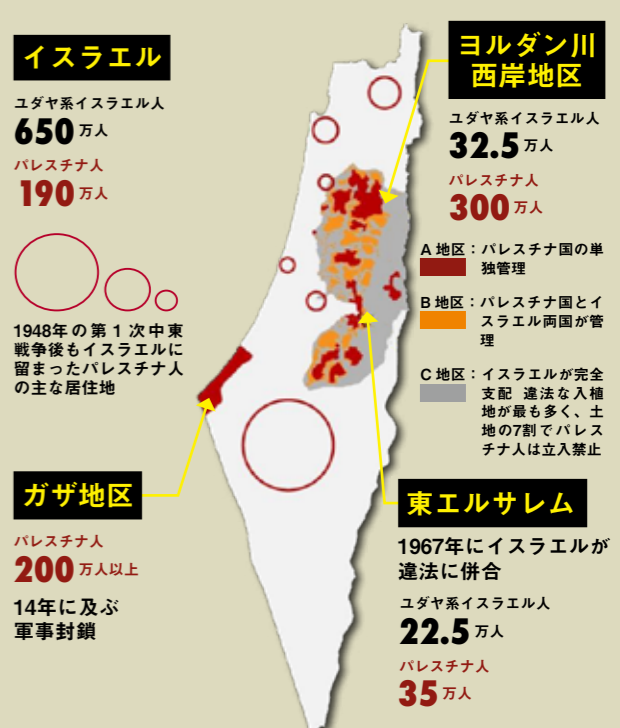
300万人は占領下のヨルダン川西岸地区に住んでいます。西岸地区はヨルダンの統治下にありましたが、1967年にイスラエルが周辺のアラブ諸国に奇襲攻撃をかけて勝利し（第3次中東戦争）、この地区を軍事占領しました。この地区ではイスラエルの違法な入植活動が進み、この50余年でパレスチナ人が立ち入ることができる土地は40%になってしまいました。

200万人は、世界で最も人口密度の高い地域の一つであるガザ地区に閉じ込められています。ガザ地区はエジプトの統治下にありましたが、1967年の第3次中東戦争でイスラエルに占領されます。この地区にもイスラエルの入植地がありましたが、2005年にイスラエルはガザから入植者と軍を撤退させ、事実上、ガザを放棄しました。その代わりに軍事封鎖し、人と物の出入りを厳しく制限しています。

そして340万人が、イスラエルと占領地の外で、主に近隣諸国の難民キャンプで暮らしています。1948年のイスラエル建国宣言に伴い、これに反対する周辺諸国とイスラエルとの間で戦争が勃発（第1次中東戦争・この結果、西岸地区はヨルダンに、ガザ地区はエジプトに分割されました）。80万人以上のパレスチナ人が故郷と家を追われました。1967年の第3次中東戦争でも35万人が難民となりました。難民は、避難先で3代目、4代目となり、国連パレスチナ難民救済事業機関に登録されているパレスチナ難民の数は、現在では560万人に上ります。そのうち、220万人は占領地で、340万人がイスラエルと占領地外で暮らしています。



支配維持のため、イスラエルはパレスチナ人同士を引き離し、ユダヤ系イスラエル人からも隔離しています。



家族に会えない

パレスチナ人には、住む場所によって異なる4つのIDカードがあります。このIDカードの種類により、行ける場所、できることが決まっています。

ガザ地区の住所が記された緑のIDカードを持つ人は、「天井のない監獄」と呼ばれる軍事封鎖されたガザ地区に閉じ込められています。ここでは人はもちろん、医薬品から子どものおもちゃに至るまで、物の出入りも、イスラエルによって厳しく管理されています。イスラエルや東エルサレム、ヨルダン川西岸地区に家族がいたとしても、会いに行くことはできません。

西岸地区の住所が書かれた緑のカードを持つ人の移動については、前述の通りです。東エルサレムやガザ地区に行くことはできますが、軍の許可が必要です。

青いIDカードは、東エルサレムに住むパレスチナ人のためのものです。イスラエルにもヨルダン川西岸にも行くことができます。しかし、彼らはイスラエルの市民ではなく、形ばかりの永住権を与えられているに過ぎません。選挙権もありません。海外留学や仕事などで東エルサレムを長く離れると、在留資格はく奪され、戻ることができなくなります。1967年以降、イスラエルは14,600人以上のパレスチナ人の在留資格を取り消しています。

イスラエルに住むパレスチナ人は、イスラエルの市民権を得ています。選挙への立候補も投票もできます。移動も比較的自由にできます。しかし国籍は与えられず、イスラエル人と同じ権利があるわけではありません。下級市民扱いされ、さまざまな構造的差別を受けています。

こうして法的地位を分け、移動を制限しているのは、ユダヤ系イスラエル人の優位性が脅かされないように、パレスチナ人社会を分断し、社会の形成・発展を阻止するためです。家を持たせないことも同様です。そして、それだけで十分ではないとばかりに、2002年には結婚した相

手とさえ一緒に暮らせないような法律を導入しました。ガザ地区と西岸地区のパレスチナ人が結婚によってイスラエルや東エルサレムで地位を得ることを禁止したのです。昨年、同法の延長が否決されましたが、政府は政策を維持する意向です。

イスラエル政府は、パレスチナ難民の帰還受け入れも、一貫して拒否し続けています。

※※※

アムネスティは、ユダヤ人のための故郷でありたいというイスラエルの願望に異議を唱えているわけではありません。ましてや、イスラエルの人たちを批判しているのでもありません。あくまで、パレスチナ人の権利を、国際法上の犯罪に該当するレベルまで著しく踏みこむ政策とそれを推し進めるイスラエル政府を非難しているのです。

パレスチナ人は20年以上前から、国際社会に対してイスラエルの支配はアパルトヘイトだと訴えてきました。その結果、パレスチナの人権団体や、最近ではイスラエルの人権団体による研究が進み、イスラエルによるパレスチナ人の扱いがアパルトヘイトであることが国際的に広く認識されるようになってきました。しかし、各国政府、特にイスラエルの西側同盟国は、こうした訴えに耳を貸そう

とせず、イスラエルに対して意味のある行動をとることを拒否してきました。一方、反アパルトヘイトを訴えるパレスチナの団体は、その活動に対する罰として、長年にわたりイスラエルからの厳しい弾圧に直面しています。2021年10月、イスラエル当局はテロ対策法を悪用して、主要人権団体を含む6つの著名な団体を非合法化し、事務所を閉鎖し、職員を拘束・起訴しました。

アムネスティの調査報告発表の後に、被占領パレスチナ地域の人権状況に関する国連の特別報告者[※]も、アパルトヘイトにあたることを報告書を出しています。

パレスチナ人に対するアパルトヘイトの罪は、裁かれなければなりません。イスラエルの行為を見て見ぬふりをする国、責任追及から同国を守り続けている国は、アパルトヘイト体制を支援し、パレスチナ人の苦しみを悪化させています。国際社会は現実を直視し、断固たる行動をとるべきです。

アムネスティはイスラエル政府に対し、パレスチナ人の家屋取り壊しと強制立ち退きをやめるよう、署名活動を世界中で行っています。同封のハガキまたは公式ウェブサイトのオンラインアクションを活用して、ぜひ、ご参加ください。

※特別報告者：国連人権理事会に任命され、特定の国やテーマにおける人権状況に関して調査・報告・勧告する専門家

パレスチナ人の土地と家を奪う入植活動

1967年の占領以来、イスラエルはヨルダン川西岸地区に、自国の市民の「入植地」を次々に建設していきます。

第2次世界大戦後の1949年に発効した国際法のひとつジュネーブ条約は、占領下に置かれた弱い立場の人びとの権利を守り、占領の固定化を防ぐ観点から、占領側の国民を占領地に移住させることを違法だと定めています。武力で他人の土地を奪い、そこに人を移住させてしまえば占領状態を解消することが難しくなるからです。

しかしイスラエルは、国際法違反の入植活動を非難する声や入植停止を求める国連安全保障理事会決議を意に介さず、入植を拡大し続けています。

現在、政府による公式の入植地は132カ所、非公式に開拓された場所も140カ所あります。入植地の中にはスーパーや銀行、学校があり、路線バスが走っているところもあります。一見、新興住宅地のようですが、区画のまわりには有刺鉄線のバリケードが張り巡らされ、入り口には検問所が設置され、武装したイスラエル兵が警戒にあたっています。野山を造成して開発される新興住宅地と違って、入植地はパレスチナの人たちの家や畑や牧草地をつぶして建てられています。



© the kincaidibles / CC BY 2.0